

公益通報者保護法の一部を改正する法律要綱

第一 総則

一 公益通報者の範囲に、特定受託業務従事者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第二条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この一及び第二の三において同じ。）及び特定受託業務従事者であつた者を追加すること。
(第二条第一項第三号関係)

二 通報対象事実の範囲に、公益通報者保護法の規定に基づく処分に違反することが犯罪の事実又は過料の理由とされている事実となる場合における当該処分 of 理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同法の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）を追加すること。

(第二条第三項第二号関係)

第二 公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いの禁止等

一 労働者に対する不利益取扱いの禁止等

1 第二条第一項第一号に定める事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条第一項

各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

（第三条第一項関係）

2 1の規定に違反して第二条第一項第一号に定める事業者が行った解雇その他不利益な取扱い（解雇以外の不利益な取扱いにあつては、懲戒（労働基準法第八十九条（第九号に係る部分に限る。）の規定に基づき事業者が就業規則に定めた制裁又は事業者と労働者との間の労働契約に定めた制裁をいう。）としてされたものに限る。3及び第五の一において「解雇等特定不利益取扱い」という。）を無効とするものとする。

（第三条第二項関係）

3 公益通報者に対する解雇等特定不利益取扱いが公益通報をした日（第二条第一項第一号に定める事業者が第三条第一項第二号又は第三号に定める公益通報がされたことを知って当該解雇等特定不利益取扱いをした場合にあつては、当該事業者が当該公益通報を知った日）から一年以内にされたときは、2の規定の適用については、当該解雇等特定不利益取扱いは、当該公益通報をしたことを理由としてされたものと推定するものとする。

（第三条第三項関係）

二 派遣労働者に対する不利益取扱いの禁止等

第二条第一項第二号に定める事業者（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。）は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）の解除等をしてはならないものとする。

（第四条第一項関係）

三 特定受託事業者に対する不利益取扱いの禁止

第二条第一項第三号に定める事業者は、その業務委託をし、又は業務委託をしていた特定受託事業者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。）に係る特定受託業務従事者である公益通報者が第三条第一項各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対して、業務委託に係る契約の解除、取引の数量の削減、取引の停止、報酬の減額その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

（第五条関係）

四 解釈規定

三の規定は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第五条及び第六条第三項（同法第十

七条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を妨げるものではないものとする。

（第八条第三項関係）

五 一般職の国家公務員等に対する取扱い

一般職の国家公務員、裁判所職員臨時措置法の適用を受ける裁判所職員、国会職員法の適用を受ける国会職員、自衛隊法第二条第五項に規定する隊員及び一般職の地方公務員については、一の2及び3の規定は適用せず、一の1及び第五の一の規定を適用するものとし、これらの適用について所要の読替規定を設けること。

（第九条関係）

第三 事業者がとるべき措置等

一 事業者がとるべき措置

事業者がとるべき措置の例示として、整備した体制についての労働者等に対する周知を追加すること。

（第十一条第二項関係）

二 通報妨害の禁止等

1 第二条第一項各号に定める事業者は、当該各号に掲げる者に対して、正当な理由がなく、公益通報

をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならないものとする。

（第十一条の二第一項関係）

2 1の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とするものとする。

（第十一条の二第二項関係）

三 通報者探索の禁止

第二条第一項各号に定める事業者は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならないものとする。

（第十一条の三関係）

第四 雑則

一 勧告及び命令等

1 内閣総理大臣は、公益通報対応業務従事者を定める義務（第十一条第三項の規定により努力義務とされる場合を除く。二の1において同じ。）に違反していると認めるときは、事業者に対して、その

違反を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

(第十五条の二第一項関係)

2 内閣総理大臣は、1の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第十五条の二第二項関係)

3 内閣総理大臣は、2の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができるものとする。

(第十五条の二第三項関係)

二 報告及び検査

1 内閣総理大臣は、公益通報対応業務従事者を定める義務の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告をさせ、又はその職員に、事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(第十六条第一項関係)

2 1の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないものとする。

(第十六条第三項関係)

3 1の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする。
(第十六条第四項関係)

三 適用除外

一及び二の規定は、国及び地方公共団体には、適用しないものとする。
(第二十条関係)

第五 罰則

一 第二の一の1の規定に違反して解雇等特定不利益取扱いをしたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処するものとする。
(第二十一条第一項関係)

二 第四の一の2の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。
(第二十一条第二項第一号関係)

三 第四の二の1の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。
(第二十一条第二項第二号関係)

四 両罰規定

1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、一の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して三千万円以下の罰金刑を、その人に対して三十万円以下の罰金刑を科するものとする。

（第二十三条第一項第一号関係）

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、二又は三の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して三十万円以下の罰金刑を科するものとする。

（第二十三条第一項第二号関係）

3 1の規定は、国及び地方公共団体には、適用しないものとする。

（第二十三条第二項関係）

第六 その他

その他所要の規定を整備すること。

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの等とすること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し、所要の経過措置を定めるとともに、この法律の施行状況について検討規定を設けること。

（附則第二条から附則第九条まで関係）